

ID: 634

担当部署: 総務部危機管理課

処分の概要	応急措置業務への従事命令		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第65条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【基準】 法第65条第1項の規定による。 第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日